## 昭和三十七年政令第二百十五号

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令

律第百八十八号)第三条第二項、第五条、第六条、第九条、第十三条、第十四条及び附則第七項の内閣は、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法 規定に基づき、この政令を制定する。

合における教諭等の数の算定 (教科又は科目の特質に応じた少数の生徒により構成される集団を単位とした指導が行われる場

第一条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(以下「法」という。)第 の数等を考慮し、文部科学大臣が定める数とする。 る教諭等をいう。第三条において同じ。)を置くことについての配慮を必要とすると認める学校 位とした指導に係る授業時数及び生徒の数その他の事情を勘案して教諭等(同条第一項に規定す とする学科において行われる教科又は科目の特質に応じた少数の生徒により構成される集団を単 学校の後期課程を含む。以下同じ。)の全日制の課程又は定時制の課程に置かれる普通教育を主 九条第二項の政令で定める数は、都道府県又は市町村の教育委員会が公立の高等学校(中等教育

(教職員定数の算定に関する特例)

|項特別の事情

第二条 法第二十二条第一号の政令で定める特別の事情は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、 条の政令で定める数は、全日制の課程又は定時制の課程の別に従い、同表の中欄に掲げる特別の3二条 法第二十二条第一号の政令で定める特別の事情は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同 事情の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。 2

加減する数

|が八百二十九・七五平方メートルを超える|数に一を乗じて得た数との合計数 |ルを超えるもの又は温室で、その延べ面積に百分の百三十を乗じて得た面積を超えないものの を置いていること。 |必要な施設で、次のイ又は口に掲げるもの該施設で、その延べ面積が中欄イ又は口に掲げる施 農業又は工業に関する専門教育を行うため法第十一条の規定により算定した数に加える数 以上であること。 当該学科の生徒の収容定員が三百二十 |農業、水産又は工業に関する学科について、 延べ面積が五百三十二・二三平方メー 家畜若しくは家きんの飼育施設で、 機械実習(機械工作、仕上組立て、 そえるものの数に二を乗じて得た数と当該施設で、そ 人 当該学科の数に一を乗じて得た数と当該学科の生徒 |の延べ面積が中欄イ又は口に掲げる施設ごとの面積 |設ごとの面積に百分の百三十を乗じて得た面積を超 |切り捨てる。以下この表において同じ。) との合計数 百二十で除して得た数との合計数 徒の収容定員の数から三百二十一を減じて得た数を の収容定員の数から三百二十一を減じて得た数を百 一十で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、 当該学科の数に一を乗じて得た数と当該学科の生 法第九条の規定により算定した数に加える数 法第十一条の規定により算定した数に加える数 じ、 0)

> が五十人以下の寄宿舎を置くものの数に一を乗じて |並びに当該学科を置く高等学校で寄宿する生徒の 得た数の合計数

数の合計数に三を乗じて得た数 当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程 a 亥 芦斗 メヒ 置く全日制の課程及び定時制の課程の法第十一条の規定により算定した数に加える数/ / 巻 6 で言さい

四水産に関する専門教育を行うため必要な船法第十一条の規定により算定した数に加える数 置いていること。 舶で、総トン数百五十トンを超えるものを該船舶の数に二を乗じて得た数

|五農業、水産又は工業に関する学科について、法第十一条の規定により算定した数から減ずる数 |学科の新設又は生徒の募集停止等のため当||当該学科の数に一を乗じて得た数 該学科に属する生徒のうち一以上の学年の

生徒が欠けていること(次項に該当するも のを除く。)。

六農業、水産又は工業に関する学科について、法第十一条の規定により算定した数から減ずる数 当該学科に係る授業を分校のみにおいて行当該学科の数に二を乗じて得た数 つていること。 法第二十二条第二号の政令で定める学科は、次の表の第二欄に掲げる学校の種類等に応じ同表

項学 校学科 第三欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める数は、同表の第三欄に掲げる学科の区分に応 |髙 等商業に関する学科で|イー法第九条の規定により算定した数に加える数||当該学科を置く全 同表の第四欄に掲げる数とする。 加減する数

学校 |情報処理に係るもの|日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数 育を主とする学科 情報に関する専門教 Tithをこった悪いに乗って、)、・これがある。 定員が八十人以下のものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の の課程の数の合計数に二を乗じて得た数と当該学科でその生徒の収容の課程の数の合計数に二を乗じて得た数と当該学科でその生徒の収容の課程及び定時制 2 合計数に一を乗じて得た数との合計数 法第九条の規定により算定した数に加える数 法第十一条の規定により算定した数に加える数 当該学科でその に掲げる合計数を合計した数 次の  $\widehat{\underline{1}}$ 及 び

に定める数を乗じて得た数の合計数 四十人以下の課程 二

による課程の規模の区分ごとの課程の数に当該区分に応じそれぞれ次(1) 全日制の課程について、次に掲げる当該学科の生徒の収容定員

ii) 四十一人から二百人までの課程 三

iiii) 二百一人から三百二十人までの課程

(iv) 三百二十一人から六百八十人までの課程 六

(vi) 千百六十一人以上の課程 八 六百八十一人から千百六十人までの課程 七

||農業に関する学科について、農業経営者の|

|四十二・九八平方メートルを超えるもの

|料試験、機械精密測定及び板金工作をいう

木型工作、鋳造、原動機実験、機械材

)のための施設で、その延べ面積が千六百

生徒に対し半年以上の宿泊を伴う教育を行の合計数に二を乗じて得た数、当該学科で当該宿泊 |育成を目的とし、かつ、当該学科に属する|当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数

|及び定時制の課程の数の合計数に一を乗じて得た数

を伴う教育を二年以上行うものを置く全日制の課程

法第九条の規定により算定した数に加える数

つていること。

に定める数を乗じて得た数の合計数 による課程の規模の区分ごとの課程の数に当該区分に応じそれぞれ (2) 定時制の課程について、次に掲げる当該学科の生徒の収容定員

i) 百二十人以下の課程 二

ii) 百二十一人から二百人までの課程

三

	び定時制の課程の数の合計数に四を乗じて得た数の合計数		ものを置く全日制の課程 に	当該学科でその生徒の収 等部 含む	及び定時 の 高弱者	える数 当該学科でその    学 校 肢体	た数の合計数	を置く全日制の課程及び  二特 別普通教	の数の合計数に九を乗じて得た数並びに当該学科でそ	のを置く全日制の锞程及   せる学科(以下誌学和でその生後の収室   して終合的に履	慶に系なっつ○限長)女の合十女に目と乗ぶて鼻と女、育友を补ぶむつ三走つ又享┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃	規定により算定した数に加える数 当該学科でその生 する科目を生	百一を減じて得た数を百二十で除して得た数の合計数とを合計した数	説制の課程ごとに当該学科の生徒の収容定員の数から二 普通教育に関	学科でその生徒の収容定員が三	日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数と当	第十一条の規定により算定した数に加える数  当該学科を置く	門教育を主とす	同じ。)の合計数とを合計し 国際関係に関す	数(一未満の端数を生じた	主徒の収容定員の数から二	学科でその生徒の収容定員が三百二十一人以上のものを置く全日制の	当当く		に三分の二を乗じて得た数(一末海の強数を生じたとき)	。これに分のには寒かに骨に致く、一を精の帯及かにからいいかは、一に切り上げる  二十で除して得た数(一末満の端数を生じたときは、一に切り上げる	する専門教育をの課程又は定時制の課程ごとに当該学科の生徒の収容定員の	科を置	(3) 五百六十一人以上の課程 三	八十一人から五百六	以下の課程	(得た数の合	しとうことの	クミオニトカ	果呈り見莫り区分ごとり定時制の課程について、	7 住来 1 人民の規	マズ分ごとり 性について、米の規定によー一人以上のーー人以上の
   では、	(する専)法第十七条の規定により算定した数に加える数 当該学科の数に一を	に                   	を主と	る生徒	弱者を		来じて得た数	育を主とする法第十七条の規定により算定した数に加える数 当該学科の数に一を	う。) 	下「忩	夏 多 x :	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	育	する科 法第九条、第十一条又は第十二条の規定によ	て得た数を百二十で除して得た数の合計数とを合計した数	の課程ごとに当該学科の生徒の収容定員の数から二	でその生徒の収容定員が三百二十一人以上のものを置く全日制の	上の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数と当	する専法第九条の規定により算定した数に加える数 当該学科を置く全	て得た数を百二十で除して得た数の合計数とを含まれています。	「該学科の生徒の収容定員の	でその生徒の収容定員が三百二十一人以上のものを置いている。	る学科の果皇及び定時制の果呈の数の合計数こ二を乗じて得た数と当該学科	去育1条の見官こより章官しき效こ加える效   当玄学	皇 <i>月</i> 十	四百四十一人から四百四十人までの課程	二百一人	· 百二十	定める数を乗じて得た数の合計数	よる課程の規模の区分ごとの課程の数に当該区分に応じそれぞれ次に	怪について、次に掲げる当該学科の生徒	一人以上の課程 六		六百八十一人から千百六十人までの課程	六百八十一人から千百六十人までの課三百二十一人から六百八十人までの課三百二十八までの課	六百八十一人から千百六十人までの課程三百二十一人から六百八十人までの課程二百一人から三百二十人までの課程三四十一人から三百二十人までの課程三四十一人から二百人まての課程	六百八十一人から千百六十人までの課程三百二十一人から六百八十人までの課程二百一人から三百二十人までの課程 三四十一人から二百人までの課程 一四十一人から二百人までの課程 一る数を乗じて得た数の合計数

のに限る。) 育を主として行うも ある生徒に対する教 容又は美容に関する|乗じて得た数 産業工芸、被服 を主として行うもの 学科(聴覚障害者で 専門教育を主とする 理法第十七条の規定により算定した数に加える数 当該学科の数に一を

3 政令で定める数は、 法第二十二条第三号の政令で定める特別の指導は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同条の 同表の中欄に掲げる特別の指導の区分に応じ、 同表の下欄に掲げる数とす

項特別の指導 |公立の高等学校において、学習指導上、生徒指導上又は法第九条の規定により算定した数に加 政令で定める数は、 |対して行われるその回復のための特別の指導 |公立の高等学校において心身の健康を害している生徒に|法第十条の規定により算定した数に加 |生徒に対して行われる当該事情に応じた特別の指導 進路指導上特別の配慮が必要と認められる事情を有するえる数 |生徒に対して行われるもの |より教育課程の一部として行う必要があると認められる |導であつて、当該指導を文部科学大臣が定めるところに|等を考慮して文部科学大臣が定める数 |の困難を克服するために障害に応じて行われる特別の指える数 |公立の高等学校において、 法第二十二条第四号の政令で定める特別の事情は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同条の 障害による学習上又は生活上法第九条の規定により算定した数に加 等を考慮して文部科学大臣が定める数 等を考慮して文部科学大臣が定める数 加減する数 える数 当該指導が行われる学校の数 当該指導が行われる学校の数 当該指導が行われる学校の数 5 |単位制による教育を行つていること(総合学科において行つ|に加える数 | 当該課程の数等を考慮

同表の中欄に掲げる特別の事情の区分に応じ、 同表の下欄に掲げる数とす

加減する数

|公立の高等学校の全日制の課程に置かれる普通教育を主とす|法第九条の規定により算定した数に |科学大臣の定める数以上となつていること。 徒が履修すべきものとされる科目の数で除して得た数が文部乗じて得た数(一未満の端数を生じ |を開設することにより、当該科目の数を当該学科の全ての生||きは、一に切り上げる。) に二・一を |の定める数を超え、かつ、生徒の進路及び特性その他の事情|の生徒の収容定員の数を四十で除し る学科について、当該学科の生徒の収容定員が文部科学大臣加える数 当該学科ごとに当該学科 とする学科については、二の項に該当する場合を除く。)。 |数を超えていること(全日制の課程に置かれる普通教育を主 |目のうち職業に関するものの単位数が文部科学大臣の定める |程の類型を設け、かつ、当該類型に係る専門教育に関する科||て文部科学大臣が定める数 |普通教育を主とする学科について、専門教育に関する教育課||加える数|| 当該学科の数等を考慮し 公立の高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に置かれる法第九条の規定により算定した数に に応じた多様な教育を施すため、当該学科に特に多数の科目|て得た数(一未満の端数を生じたと |該学科についてその生徒の収容定員 たときは、一に切り上げる。)から当

> 慮して文部科学大臣が定める数 数の範囲内で、当該学科の数等を考

|公立の高等学校の全日制の課程に置かれる普通教育を主とす|法第九条の規定により算定した数に のうち職業に関するものの数を減じて得た数)が文部科学大 当する場合にあつては、当該学科に開設される科目の数から る学科(当該学科が二の項に該当する場合を除く。)につい|加える数 当該学科の数等を考慮し 『項に規定する教育課程の類型に係る専門教育に関する科目 当該学科に開設される科目の数(当該学科が一の項に該 て文部科学大臣が定める数

|四学年による教育課程の区分を設けない教育(以下「単位制に法第九条の規定により算定した数に |科であつて単位制による教育を行うものに係る開設科目を除||のものの数等を考慮して文部科学大 係る生徒の収容定員を除く。)が一の学年当たり八十一人以目について専門教育に関する科目の 収容定員(総合学科であつて単位制による教育を行うものにうち単位制による教育に係る開設科 上であり、かつ、単位制による教育に係る開設科目(総合学うち職業に関するものの数が十以上 又は定時制の課程について、単位制による教育に係る生徒の|設科目の授業時数並びに当該課程 よる教育」という。) を行う公立の高等学校の全日制の課程加える数 臣の定める数を超えていること。 く。以下この項において同じ。)の授業時数が文部科学大臣|臣が定める数 )定める数を超えていること。 当該課程の数及び当該開

六公立の高等学校の全日制の課程又は定時制の課程について、法第十二条の規定により算定した数 五公立の高等学校の全日制の課程に置かれる普通教育を主とす法第十二条の規定により算定した数 数を超えていること。 る学科(当該学科が二の項に該当する場合を除く。)につい|に加える数 当該学科の数等を考慮 当該学科に開設される科目の数が文部科学大臣の定めるして文部科学大臣が定める数

教職員の数を加える場合においては、当該学校の数又は当該定時制の課程の数等を考慮して文部 条第一項の初任者研修若しくは同法第二十五条第一項の指導改善研修を受けていること又は公立 行われていること、当該学校の教職員が教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十三 科学大臣が定める数を法第九条、第十条又は第十七条の規定により算定した数に加えるものとす の高等学校の定時制の課程に修業年限が三年のものがあることとし、法第二十二条の規定により 受けていること、当該学校において文部科学大臣が定める教育指導の改善に関する特別な研究が ている場合を除く。)。 法第二十二条第五号の政令で定める特別の事情は、当該学校の教職員が同号に規定する研修を して文部科学大臣が定める数

諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地<<br />
紀三条 法第二十三条第一項の規定により教職員の数を校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法) 舎指導員又は事務職員の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合にお 援学校の高等部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿 する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。)、実習助手又は事務職員の別、 公立の高等学校の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等(法第十条に規定 を占める者(以下この項において「短時間勤務職員」という。)の数に換算する場合においては、 公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の いる当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。 公立の特別支

|り算定した数を減じて得た数の合計 間数」という。)による区分ごとに当該週当たり勤務時間数に当該区分に係る短時間勤務職 の数を乗じて得た数の合計数を四十で除して得た数(一未満の端数を生じた場合にあつては、 短時間勤務職員の一週間当たりの通常の勤務時間数(以下この条において「週当たり勤務時

|の全日制の課程に係る規定の例によ を基礎として法第九条第一項第二号

換算しようとする教職員の数

る。次項において同じ。 小数点以下第一位の数字が五以上であるときは一に切り上げ、四以下であるときは切り捨て

- 当該条件を満たす講師の数に換算するものとする。 学校の高等部の教諭等ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における 「講師」という。)の数に換算する場合においては、公立の高等学校の教諭等又は公立の特別支援法第二十三条第二項の規定により教諭等の数を同項に規定する講師(以下この項において単に
- 換算しようとする教諭等の数
- の数を乗じて得た数の合計数を四十で除して得た数 講師の週当たり勤務時間数による区分ごとに当該週当たり勤務時間数に当該区分に係る講師

(法第二十三条第二項の政令で定める者)

第一項第一号に掲げる者に限る。)とする。 法第二十三条第二項の政令で定める者は、 次に掲げる講師(地方公務員法第二十二条の一

- 実施するために配置される講師 三第一項に規定する非常勤の講師その他の教育公務員特例法第二十三条第一項の初任者研修を 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第四十七条の
- 一 前号に掲げる者のほか、その配置の目的等を考慮して文部科学大臣が定める講師

(施行期日)

から施行する。 この政令は、 公布の日から施行する。ただし、第二条第一項の規定は、昭和四十二年四月一日

(法附則第十一項の政令で定める数)

数等を考慮し、文部科学大臣が定める数とする。 育の充実を図るためには当該学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認める学校の は特別支援学校の高等部の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案して教 項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区に設置されている公立の高等学校又 法附則第十一項の政令で定める数は、離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一 5

則 (昭和四一年三月三一日政令第九〇号) 抄

この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四二年七月二四日政令第二〇一号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

附則 (昭和四三年三月三〇日政令第五一号)

この政令は、昭和四十三年四月一日から施行する。

則 (昭和四四年四月一日政令第七五号)

この政令は、公布の日から施行する。 (昭和四五年三月二七日政令第二五号)

」の政令は、昭和四十五年四月一日から施行する。 附

附 (昭和四六年三月二九日政令第四八号)

一の政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

この政令は、昭和四十七年四月一日から施行する。 (昭和四七年三月三一日政令第六〇号)

(昭和四九年六月二二日政令第二二〇号)

抄

施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

(高等学校教職員定数の標準に関する経過措置

4

2 (以下「改正法」という。)附則第八項の政令で定める高等学校教職員定数の標準となる数は、 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律 昭

> 和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間は、次の各号に定めるところにより 定した数を合計した数とする。

- 一 通信制の課程に係る教職員の数は、附則別表の二の項に掲げる算式により算定した数と研修 員の数は、当該合計数に附則別表の四の項に掲げる算式により算定した数を加えた数とする。 こととなる場合における当該都道府県又は市町村の全日制の課程及び定時制の課程に係る教職 の全日制の課程及び定時制の課程に係る教職員の数は、当該合計数に同項に規定する養護教諭数」という。)との合計数とする。ただし、改正法附則第九項に該当する都道府県又は市町村「新令」という。)第六条第三項に定めるところにより文部大臣が定める数(以下「研修等定 等定数との合計数とする 等旧高校標準法定数を加えた数とし、同項に該当した都道府県又は市町村が同項に該当しない る改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令(以下 項において同じ。)の数は、附則別表の一の項に掲げる算式により算定した数とこの政令によ 数の標準等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項に規定する者をいう。以下この 全日制の課程及び定時制の課程に係る教職員(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定
- (特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準に関する経過措置)
- 十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間は、附則別表の三の項に掲げる算式による。 改正法附則第八項の政令で定める特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準となる数は、昭和五 り算定した数と研修等定数との合計数とする。

(端数計算)

3

4 を除く。)において、一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。 信制課程教職員新法定数及び特殊教育諸学校高等部教職員新法定数に乗ずべき数を算定する場合 前二項の規定により算定する場合(附則別表の算式中全日制・定時制課程教職員新法定数、

(非常勤講師に関する特例)

かわらず、附則第二項又は第三項の規定により算定した数から、新令第五条に定めるところによ るものがあるときは、改正法附則第八項の政令で定める数は、附則第二項及び第三項の規定にか り、それぞれ、非常勤の講師に係る数を減じた数とすることができる。 公立の高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部で非常勤の講師を置くこととす

### 附則別表

)	備考	四		三		=		_	項
	この表における算式中次に掲げる用語又は記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとす	d+ (高等学校養護教諭等新法定数-d) × (13/20)	(c/C)) × (13/20)}	特殊教育諸学校高等部教職員新法定数×{(c/C) + (1-	) × (13/20)}	通信制課程教職員新法定数× ((b/B) + (1- (b/B)	(a/A)) × (13/20)}	全日制・定時制課程教職員新法定数× {(a/A) + (1-	算式

第一号ただし書に規定する都道府県又は市町村にあつては、法第八条、第九条、第十一条及び第十 |新法定数と研修等定数との合計数を減じた数 一条に定めるところにより算定した数の合計数とする。二において同じ。)から通信制課程教職 全日制・定時制課程教職員新法定数 法第七条に定めるところにより算定した数(附則第二項

と研修等定数との合計数を減じた数 A 昭和四十九年五月一日現在により、 法第七条に定めるところにより 算定した数から Bの

||項に規定する養護教諭等旧高校標準法定数とを合計した数(附則第二項第一号ただし書に規定する| 八条、第九条、第十一条及び第十二条に定めるところにより算定した数の合計数と改正法附則第九 昭和四十九年五月一日現在により、改正法による改正前の法(以下「旧法」という。)

ŋ |都道府県又は市町村にあつては、旧法第八条、第九条、第十一条及び第十二条に定めるところによ 算定した数の合計数)からりの数を減じた数

|課程に係る数並びに同項第四号及び法第十二条第四号に定めるところにより算定した数を合計し |みを置く学校に係る数及び法第九条第一項第一号に定めるところにより算定した数のうち通信制の四 通信制課程教職員新法定数 法第八条に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程の

|制の課程のみを置く学校に係る数及び法第九条第一項第一号に定めるところにより算定した数のう 五. |ち通信制の課程に係る数並びに同項第四号及び法第十二条第四号に定めるところにより算定した数 В 昭和四十九年五月一日現在により、法第八条に定めるところにより算定した数のうち通信 7

|通信制の課程に係る数並びに同条第五号及び旧法第十二条第四号に定めるところにより算定した数 |信制の課程のみを置く学校に係る数及び旧法第九条第一号に定めるところにより算定した数のうち 昭和四十九年五月一日現在により、旧法第八条に定めるところにより算定した数のうち通

等定数を減じた数 特殊教育諸学校高等部教職員新法定数 法第十五条に定めるところにより算定した数から研修

等定数を減じた数 C 昭和四十九年五月一日現在により、法第十五条に定めるところにより算定した数から研修

高等学校養護教諭等新法定数 法第十条に定めるところにより算定した数 昭和四十九年五月一日現在により、旧法第十五条に定めるところにより算定した数

### 附 則 改正法附則第九項に規定する養護教諭等旧高校標準法定数 (昭和五〇年三月二八日政令第五〇号)

この政令は、昭和五十年四月一日から施行する。

(昭和五一年三月三〇日政令第四四号)

「の政令は、昭和五十一年四月一日から施行する。 則 (昭和五二年三月二九日政令第四一号)

の政令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

## 則 (昭和五五年五月二二日政令第一三三号)

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

(高等学校教職員定数の標準に関する経過措置)

- 2 た数の合計数とする。 は、次項及び附則第四項の規定(これらの規定に係る附則第六項の規定を含む。)により算定し「高等学校教職員定数標準」という。)は、平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの間(以下「改正法」という。)附則第六項の政令で定める高等学校教職員定数の標準となる数(以下 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律 Ŧi. た数
- 3 という。)とを合計した数とする。 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令第五条第三項の表の 定する教職員をいう。 置及び教職員定数の標準等に関する法律(附則別表において「法」という。)第二条第一項に規 の項から五の項までに定めるところにより文部大臣が定める数の合計数(以下「研修等定数」 公立の高等学校の全日制の課程及び定時制の課程に係る教職員(公立高等学校の設置、適正配 以下同じ。)の数は、附則別表の一の項に掲げる算式により算定した数と
- 定した数と研修等定数との合計数とする 公立の高等学校の通信制の課程に係る教職員の数は、 附則別表の二の項に掲げる算式により算

(特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準に関する経過措置)

5 改正法附則第六項の政令で定める特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準となる数(附則別表 .おいて「特殊教育諸学校高等部教職員定数標準」という。)は、平成二年四月一日から平成三||研修等定数として定められた数を減じて得た数

年三月三十一日までの間は、 附則別表の三の項に掲げる算式により算定した数と研修等定数との

6 を除く。)において、一未満の端数を生じたときは、 信制課程教職員新法定数及び特殊教育諸学校高等部教職員新法定数に乗ずべき数を算定する場合 前三項の規定により算定する場合(附則別表の算式中全日制・定時制課程教職員新法定数、 一に切り上げる。 通

(非常勤講師に関する特例

じて得た数とすることができる。 標準等に関する法律施行令第四条に定めるところにより、 二項又は第五項の規定により算定した数から、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の は、改正法附則第六項の政令で定める数は、附則第二項及び第五項の規定にかかわらず、附則第 公立の高等学校又は特殊教育諸学校の高等部で非常勤の講師を置くこととするものがあるとき それぞれ、非常勤の講師に係る数を減

### 付則別表

	<b>阶貝</b> 另才	
	項	算式
		全日制・定時制課程教職員新法定数× {(a/A) + (1-
		$(a/A)) \times (703/1000)$
-1		通信制課程教職員新法定数×{(b/B)+(1-(b/
		B)) × (703/1000)}
	11	特殊教育諸学校高等部教職員新法定数×{(c/C)+(1
		- (c/C)) × (717/1000)}
	南き こうそこうける軍とコスこるげ	このそこのける草だロスこ曷げる月番とは己子の意義は、これでしてこ曷げるこの)に一

6年 この表における算式中次に掲ける用語又は記号の意義は それぞれ次に握けるとおりとす

程教職員新法定数と研修等定数との合計数を減じて得た数 全日制・定時制課程教職員新法定数 法第七条に定めるところにより算定した数から通信制

改正法の施行の日から昭和五十六年三月三十一日までの間の高等学校教職員定数標準に係る研修等 定数として定められた数との合計数を減じて得た数 昭和五十五年五月一日現在により法第七条に定めるところにより算定した数からBの数と

いう。) 第七条に定めるところにより算定した数からもの数を減じて得た数 昭和五十五年五月一日現在により改正法第二条の規定による改正前の法 (以下「旧法」と

| 課程に係る数並びに同項第三号及び法第十二条第四号に定めるところにより算定した数を合計 |みを置く学校に係る数及び法第九条第一項第一号に定めるところにより算定した数のうち通信制 通信制課程教職員新法定数 法第八条に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程

を合計した数 |ち通信制の課程に係る数並びに同項第三号及び法第十二条第四号に定めるところにより算定した数 制の課程のみを置く学校に係る数及び法第九条第一項第一号に定めるところにより算定した数のう В 昭和五十五年五月一日現在により、法第八条に定めるところにより算定した数のうち通

信制の課程のみを置く学校に係る数及び旧法第九条第一項第一号に定めるところにより算定した数六 b 昭和五十五年五月一日現在により、旧法第八条に定めるところにより算定した数のうち通 |のうち通信制の課程に係る数並びに同項第四号及び旧法第十二条第四号に定めるところにより算定 した数を合計した数 b 昭和五十五年五月一日現在により、旧法第八条に定めるところにより算定した数のうち

等定数を減じて得た数 t 特殊教育諸学校高等部教職員新法定数 法第十五条に定めるところにより算定した数から研

の施行の日から昭和五十六年三月三十一日までの間の特殊教育諸学校高等部教職員定数標準に係 昭和五十五年五月一日現在により法第十五条に定めるところにより算定した数から改正

# С 昭和五十五年五月一日現在により旧法第十五条に定めるところにより算定した数

九

この政令は、 (昭和五六年三月二七日政令第四九号) 昭和五十六年四月一日から施行する。

(昭和五七年三月二六日政令第三四号)

この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。 (昭和五八年三月二五日政令第三一号)

この政令は、昭和五十八年四月一日から施行する。 (昭和五九年三月二一日政令第四二号)

この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。 則 (昭和六〇年五月二四日政令第一四九号)

標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。 この政令は、公布の日から施行し、改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の

(昭和六〇年一二月一〇日政令第三〇八号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。 則 (昭和六一年三月二七日政令第三七号)

この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。 (昭和六二年三月二七日政令第七五号)

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。 則 (昭和六三年三月二三日政令第四八号)

この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。 (昭和六三年七月一五日政令第二二八号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の各規定は、 (平成元年三月三一日政令第八七号) 昭和六十三年四月一日 から適用する

この政令は、平成元年四月一日から施行する。 (平成二年三月三〇日政令第六八号)

この政令は、平成二年四月一日から施行する。 (平成三年三月二五日政令第四六号)

の政令は、平成三年四月一日から施行する。 則 (平成四年四月一日政令第一〇〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

(平成五年三月三一日政令第九一号)

(高等学校等教職員定数の標準に関する経過措置) この政令は、平成五年四月一日から施行する。

附則第五項の政令で定める高等学校等教職員定数の標準となる数は、平成十一年四月一日から平適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。) 成十二年三月三十一日までの間は、次項及び附則第四項の規定により算定した数の合計数とす 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、

第三項から第五項まで(同項の表の五の項を除く。)に規定するところにより文部大臣が定める う。)第二条第一項に規定する教職員をいう。以下同じ。)の数は、附則別表の一の項に掲げる算 教職員(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(以下「法」とい 「指導方法改善定数」という。)並びに全日制の課程及び定時制の課程の教職員に係る新令第五条 公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の全日制の課程及び定時制の課程に係る 以 下 「研修等定数」という。)を合計した数とする。

4 |別表の二の項に掲げる算式により算定した数と通信制の課程の教職員に係る研修等定数との公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通信制の課程に係る教職員の数は、 合附

(特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準に関する経過措置)

5 定した数と特殊教育諸学校の教職員に係る研修等定数との合計数とする。一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間は、附則別表の三の項に掲げる算式によりな改正法附則第五項の政令で定める特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準となる数は、平成 (端数計算)

新法定数、通信制課程教職員新法定数及び特殊教育諸学校高等部教職員新法定数に乗ずべき数を 算定する場合を除く。)において、一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。 (非常勤講師に関する特例) 前三項の規定により教職員の数を算定する場合(附則別表の算式中全日制・定時制課程教職員

規定にかかわらず、附則第二項又は第五項に規定するところにより算定した数から、新令第四条こととするものがあるときは、改正法附則第五項の政令で定める数は、附則第二項及び第五項の・ 公立の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特殊教育諸学校の高等部で非常勤の講師を置く に規定するところにより、それぞれ、 非常勤の講師に係る数を減じて得た数とすることができ

	另 <b>才</b>
項	算式
_	全日制・定時制課程教職員新法定数× {(a/A) + (1-
	$(a/A)) \times (44/45)$
1	通信制課程教職員新法定数× {(b/B) + (1− (b/B)
	× (14/15)}
11.1	特殊教育諸学校高等部教職員新法定数× {(c/C) + (1-
	(c/C)) × (17/18)
備考	この表における算式中次に掲げる用語又は記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとす

|員に係る研修等定数の合計数を減じて得た数 課程教職員新法定数、指導方法改善定数及び高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の教 全日制・定時制課程教職員新法定数 法第七条に規定するところにより算定した数から通信

及び高等学校の教職員に係る研修等定数として定められた数の合計数を減じて得た数 びに平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間の指導方法改善定数として定められた数 A 平成五年五月一日現在により法第七条に規定するところにより算定した数から、Bの数並

う。)第七条に規定するところにより算定した数からbの数を減じて得た数 a 平成五年五月一日現在により改正法第二条の規定による改正前の法 (以下「旧法」

||定するところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数並びに法第十二条第四号に規定すると 信制の課程に係る数、同項第三号及び第五号に規定するところにより算定した数、同項第六号に規 |のみを置く高等学校に係る数、法第九条第一項第一号に規定するところにより算定した数のうち |ころにより算定した数の合計数から通信制課程の教職員に係る研修等定数を減じて得た数 通信制課程教職員新法定数 法第八条に規定するところにより算定した数のうち通信制の課 通

法律施行令(以下「新令」という。)第三条に規定するところにより文部大臣が定める数(以下 | するところにより算定した数の合計数から、平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間式により算定した数、改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する | 号に規定するところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数並びに法第十二条第四号に規定 Ŧi. ||の通信制課程の教職員に係る研修等定数として定められた数を減じて得た数 |の課程のみを置く高等学校に係る数、法第九条第一項第一号に規定するところにより算定した数 うち通信制の課程に係る数、同項第三号及び第五号に規定するところにより算定した数、同項第六 В 平成五年五月一日現在により、法第八条に規定するところにより算定した数のうち通信制

制の課程のみを置く高等学校に係る数、 b 平成五年五月一日現在により、旧法第八条に規定するところにより算定した数のうち通 旧法第九条第一項第一号に規定するところにより算定した

算定した数の合計数 |数のうち通信制の課程に係る数並びに同項第三号及び旧法第十二条第四号に規定するところにより

|殊教育諸学校の教職員に係る研修等定数を減じて得た数 特殊教育諸学校高等部教職員新法定数 法第十五条に規定するところにより算定した数から特

年四月一日から平成六年三月三十一日までの間の特殊教育諸学校の高等部の教職員に係る研修等定 として定められた数を減じて得た数 平成五年五月一日現在により法第十五条に規定するところにより算定した数から、平成五

平成五年五月一日現在により旧法第十五条に規定するところにより算定した数

### 則 (平成六年三月二五日政令第八一号)

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

### 」の政令は、平成七年四月一日から施行する。 (平成七年三月二七日政令第九五号)

この政令は、平成八年四月一日から施行する。 則 (平成八年三月二五日政令第四六号)

この政令は、平成九年四月一日から施行する。 則 (平成九年三月一九日政令第四八号)

# (平成一〇年三月二七日政令第八六号)

この政令は、平成十年四月一日から施行する。 (平成一〇年一〇月三〇日政令第三五一号)

抄

(施行期日) この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。 (平成一一年三月三一日政令第一〇九号)

(施行期日) 則 (平成一二年六月七日政令第三〇八号) 抄

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日 成十三年一月六日)から施行する 伞

## (平成一三年三月三一日政令第一五五号) 抄

この政令は、平成十三年四月一日から施行する

(高等学校等教職員定数の標準に関する経過措置)

2 算定した数の合計数とする 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間は、次項及び附則第四項の規定により (以下「改正法」という。) 附則第三項の政令で定める高等学校等教職員定数の標準となる数は、 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律

3 という。) 第二条第一項に規定する教職員をいう。以下同じ。) の数は、附則別表の一の項に掲げ 計数(以下「研修等定数」という。)を合計した数とする。 員に係る新令第三条第三項から第五項までに規定するところにより文部科学大臣が定める数の合が定める数(以下「指導方法改善定数」という。)並びに全日制の課程及び定時制の課程の教職 律施行令(以下この項において「新令」という。)第二条に規定するところにより文部科学大臣 る算式により算定した数、改正後の公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法 課程に係る教職員(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(以下「法」 公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)の全日制の課程及び定時制の

算定した数、 により算定した数のうち通信制の課程に係る数、同項第三号及び第五号に規定するところにより た数のうち通信制の課程のみを置く高等学校に係る数、法第九条第一項第一号に規定するところ 公立の高等学校の通信制の課程に係る教職員の数は、法第八条に規定するところにより算定し 同項第六号に規定するところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数並びに

> 法第十二条第四号に規定するところにより算定した数の合計数 という。)とする。 (以下「通信制課程教職員定数」

(特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準に関する経過措置)

5 定した数と特殊教育諸学校の高等部の教職員に係る研修等定数との合計数とする。 六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間は、附則別表の二の項に掲げる算式により算 (端数計算) 改正法附則第三項の政令で定める特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準となる数は、

除く。)において、一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。制課程教職員新法定数及び特殊教育諸学校高等部教職員新法定数に乗ずべき数を算定する場合を 附則第三項及び前項の規定により教職員の数を算定する場合(附則別表の算式中全日制・定時

6

項	算式
	全日制・定時制課程教職員新法定数× {(a/A) + (1
	$-(a/A)) \times (4/5)$
1.1	特殊教育諸学校高等部教職員新法定数×{(b/B)+(1
	- (b/B)) × (4/5)}
目からうをこうけってつするこまだ。	前分のでは、このでは、このでは、これでしています。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、

この表における算式中次に掲げる用語又は記号の意義は、 それぞれ次に定めるとおりとす

る研修等定数の合計数を減じて得た数 A 平成十三年五月一日現在により法第七条に規定するところにより算定した数から、平成十 全日制·定時制課程教職員新法定数 、指導方法改善定数並びに高等学校の全日制の課程及び定時制の課程の教職員に係時制課程教職員新法定数 法第七条に規定するところにより算定した数から通信制

職員に係る研修等定数として定められた数との合計数を合計した数を減じて得た数 までの間の指導方法改善定数として定められた数と高等学校の全日制の課程及び定時制の課程の教三年五月一日現在の通信制課程教職員定数並びに平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日

|臣が定めた数との合計数を減じて得た数 |び教職員定数の標準等に関する法律施行令第五条第五項の表の五の項の規定の例により文部科学大 められた数を除く。)と平成十三年五月一日現在により改正前の公立高等学校の設置、適正配置及 適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(以下「旧法」という。)第七条に規定するところ ら平成十四年三月三十一日までの間の高等学校の通信制の課程の教職員に係る研修等定数として定 により算定した数から、平成十三年五月一日現在の通信制課程教職員定数(平成十三年四月一日 a 平成十三年五月一日現在により改正法第二条の規定による改正前の公立高等学校の設置。

||殊教育諸学校の高等部の教職員に係る研修等定数を減じて得た数 兀 特殊教育諸学校高等部教職員新法定数 法第十五条に規定するところにより算定した数から特

十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間の特殊教育諸学校の高等部の教職員に係る研」五 B 平成十三年五月一日現在により法第十五条に規定するところにより算定した数から、平成 |修等定数として定められた数を減じて得た数

b 平成十三年五月一日現在により旧法第十五条に規定するところにより算定した数

# 附 則 (平成一四年三月二七日政令第六七号)

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

則 (平成一四年三月二九日政令第八四号)

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。 則 (平成一五年三月二八日政令第一〇七号

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。 則 (平成一五年三月二八日政令第一〇六号)

政令は、平成十五年四月一日から施行する。 (平成一五年一二月三日政令第四八三号)

抄

第 (施行期日)

一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

則 (平成一六年三月二六日政令第七八号)

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年七月三〇日政令第二五一号)

を改正する法律の施行の日(平成十六年八月一日)から施行する。 この政令は、地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部

(平成一九年三月二二日政令第五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。 則 (平成一九年一二月一二日政令第三六三号)

は、平成二十年四月一日から施行する。報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令第一条第五号及び第十一号の改正規定 規定並びに第三十四条中義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び 四条中公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令第四条第一項の改正 務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第七条第一項の改正規定、第 ら施行する。ただし、第二条中教育公務員特例法施行令第七条各号の改正規定、第三条中公立義 この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)か

附 則 (平成二〇年二月二〇日政令第二九号) 抄

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

則 (平成二三年八月三〇日政令第二七九号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。 附 則 (平成二五年二月二二日政令第三七号)

附 則 (平成二九年二月一七日政令第二二号)

(施行期日)

行令第五条の二に一号を加える改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第三条中国家公務員退職手当法施

則 (平成三〇年三月三〇日政令第一〇〇号)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月二七日政令第六一号) 抄

(施行期日)

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

1

則 (令和四年三月三〇日政令第一二九号)

抄

1 この政令は、 令和五年四月一日から施行する。

(施行期日)